

弁護士による法律セミナー「働き方改革について～長時間労働や同一労働・同一賃金について考えよう！～」を開催

政府で「働き方改革」について議論されています。

日本の働き方の課題は「長時間労働」「正規、非正規の不合理な処遇の差」「ライフステージにあった仕事の仕方の選びにくさ」であると言われています。

そんな中、平成 30 年 6 月の国会で「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（働き方改革推進法）」が成立しました。

この法律により、日本の働き方の課題が解消されるのでしょうか？労働者にとって働きやすい社会になるのでしょうか？法律から、働き方改革について学びましょう！

- 1 日 時 11 月 28 日（水）午前 10 時～11 時 30 分
- 2 場 所 三木市立教育センター 4 階中研修室（三木市福井 1933-12）
- 3 テー マ 「働き方改革について～ 長時間労働や同一労働・同一賃金について考えよう！ ～」
- 4 講 師 おくみ
奥見はじめさん（弁護士）
- 5 参加対象 どなたでも（申込不要）・参加費無料
- 6 その他 一時保育あり（要予約 11 月 14 日まで 1 歳以上の未就学児）
- 7 定 員 40 名
- 8 主 催 三木市男女共同参画センター

問い合わせ先 三木市市民生活部人権推進課（男女共同参画センター）
電話 0794-89-2331